

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	保険年金課
委 託 業 務 名	MCWEL後期高齢者システムサポート業務委託
委 託 業 務 場 所	大津市御陵町3番1号
概 要	MCWEL後期高齢者システムの運用、運用サポート及び保守
契 約 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	18,863,020円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町1 〔名称〕富士通 Japan 株式会社 関西・中部公共ビジネス統括部（京都）
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	MCWEL後期高齢者システムは、システム製造開発業者である富士通㈱から事業移管された富士通 Japan(株)がソフトウェアの知的財産権を有しており、ソースコードが公開されていないことから、同システムの保守及びシステムサポート業務は当該業者しか実施できないため。
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。